

6次産業化普及促進事業補助金

補助対象者選定基準

予算額を上回る申請があった場合、補助金交付申請書の内容を下記表の目標項目ごとの採択基準ポイントにより点数付けを行い、当該点数の高い申請から順に、予算の範囲内において補助対象者を選定する。
なお、採択基準ポイントが同点の場合は、早期の申請を上位とする。

【採択基準ポイント表】

目標項目		内容	ポイント	備考
1	① 加工品開発への挑戦	初めて加工品開発に取り組む場合	5点	目標項目①および②双方に取り組む場合は、いずれかの取組みのみに加点
		既存の商品に追加して、新たな加工品開発に取り組む場合	3点	
		既存の商品の増産に取り組む場合	1点	
	② 販路開拓への挑戦	初めて販路開拓（直売等）に取り組む場合	3点	
		既存の取組みに追加して、新たな販路開拓に取り組む場合	2点	
		既存の取組みを拡充する場合	1点	
2	ふくい「一押しの逸品」または生産推奨品目の活用	ふくい「一押しの逸品」または福井市が定める生産推奨品目を活用した取り組みである場合	1点	申請段階で定められている品目を対象とする
3	青年の参画	事業実施主体の平均年齢が45歳以下である場合	1点	
4	女性の参画	事業実施主体が女性を中心としている場合	1点	代表者が女性である、構成員の半数以上が女性であるなど
5	雇用の拡大	雇用者又は研修生の受け入れの増加に取り組む場合	1点	事業申請書にその旨が明記であること
6	中山間地域での取組	中山間地域での取組である場合	1点	
7	輸出への挑戦	日本国外への輸出に関する取組みである場合	1点	
8	事業の効果	年間の販売金額が事業実施年から3年目には10%以上となることが確実である場合	1点	
9	福井市補助事業の活用	初めて本市の補助事業を活用して6次産業化に取り組む場合	2点	
10	その他補助事業の活用	国や県の6次産業化に係る補助事業を活用した取組実績がない場合	1点	